

政策 3 - 1

1. 政策名

金融分野における個人情報の保護

2. 政策の目標

(目標)

金融分野における個人情報保護等について金融審議会で検討を進め、その審議結果を踏まえ、必要な諸施策を実施する。

(業績指標)

金融分野における個人情報保護等の制度整備の実施状況

(説明)

個人情報の保護については、高度情報通信社会の進展の下、情報通信技術の活用による大量かつ多様な個人情報の利用が、事業活動等の面でも国民生活の面でも欠かせないものとなる一方で、個人情報、個人の人格尊重の理念の下で慎重に取り扱われるべきものであり、個人の権利利益と密接に関わるものであることから、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益の保護を図るための仕組みを整備することが必要となっています。

このため、金融分野を含めた個人情報一般の保護に関わる「個人情報の保護に関する法律」(以下「基本法」という。)が制定されたところですが、金融分野については、今後、業態を問わず、個人と金融仲介機関との関わりにおいて、個人情報の取扱いが重要な論点になると考えられることから、基本法に加えた追加的な措置の必要性等について検討する必要があります。

3. 現状分析及び外部要因

金融分野を含む個人情報一般の保護に関しては、基本法が平成 13 年 3 月に第 151 回国会に提出されており、以後継続審議扱いとされてきましたが、第 155 回国会(平成 14 年 10 月～平成 14 年 12 月)の会期末をもって廃案とされました。これに先立ち公表された「与党三党修正要綱」を踏まえ、内閣官房において修正作業が行われ、第 156 回国会(平成 15 年 1 月～7 月)に再度提出され、4 月 8 日に審議が開始され、5 月 23 日に成立しました。

基本法のうち、個人情報取扱事業者の義務規定を含む第 4～6 章については、公布の日から 2 年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとされており、今後、

基本法の施行に向けて、内閣府において政令、基本方針等の検討がなされることとなっています。

平成 13 事務年度においては、平成 12 事務年度に引き続き金融審議会特別部会において議論を行い、また海外現地調査を行うなど、国会における基本法の審議状況を注視しつつ検討を行いました。

4．事務運営についての報告及び評価

(1) 事務運営についての報告

平成 14 事務年度においては、平成 13 事務年度に引き続き、基本法が金融分野を含めた個人情報保護一般に関わる法制度であることから、基本法の国会における審議状況、また、基本法の成立後は、同法の施行に向けた政府全体としての個人情報保護についての検討状況を注視してまいりました。

(2) 評価

前述(1) のとおり、平成 14 事務年度においては、前事務年度に引き続き、国会における基本法の審議状況を注視してまいりました。今後、政府全体としての基本法の施行に向けた政令、基本方針等の検討状況を注視しつつ、基本法の円滑な施行を含め金融分野における個人情報の保護の在り方について今後、議論を進めていく予定です。

5．今後の課題

金融分野における個人情報の保護の在り方については、今後、業態を問わず、個人と金融仲介機関との関わりにおいて、個人情報の取扱いが重要な論点になるものと考えられることから、政府全体としての基本法の施行に向けた検討状況を注視しつつ、引き続き検討していくことが必要です。

6．当該政策に係る端的な結論

前述 4 .(2) のとおり、現時点においては成果の発現は予定されていませんが、今後も政府全体としての基本法の施行に向けた検討状況を注視しつつ、金融分野における個人情報の在り方について、引き続き検討する必要があります。

7．学識経験を有する者の知見の活用

政策評価に関する有識者会議

8．注記（政策効果の把握方法又は評価に使用した資料等）

〔使用資料等〕

- ・ 個人情報の保護に関する法律

9．担当部局

総務企画局企画課